

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

保健情報サービス

② 施設の情報

名称：鳥取県立鳥取療育園児童発達支援「エルマー」	種別：児童発達支援事業	
代表者氏名：鳥取県知事 平井 伸治 園長 前岡 幸憲	定員（利用人数）： 20名（登録13名）	
所在地： 鳥取県鳥取市江津260番地		
TEL：0857-29-8889	ホームページ： http://www.pref.tottori.lg.jp/95940.htm	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員： 8名 非常勤職員 1名	
専門職員	医師 1名 心理療法士 1名	
	児童発達指導員 2名	
	保育士 2名	
	作業療法士 1名	
	言語療法士 1名	
施設・設備の概要	指導訓練室 1室 小児用トイレ 1か所	
	機能訓練室 1室 一般トイレ 1か所	
	研修室 1室	

③ 理念・基本方針

◎理念

1. 子ども一人ひとりが、今のままで輝く存在であるようにその個性や可能性を大切にします。
2. 子ども一人ひとりが、安心の中で喜びや楽しみをもち、たくましく生活していけるよう支援します。
3. 養育者一人ひとりが、子育てに安らぎと希望をもち子どもと共に楽しく過ごせるよう応援します。

◎基本方針

1. 私たちは、子ども本位に質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。
2. 私たちは、子どもを支える方々と誠実なパートナーシップを構築していきます。
3. 私たちは、自らの専門性を高めチームの力を信じ、日々成長していきます。
4. 私たちは、子どもや養育者と共に遊び、ともに喜びを分かち合って歩んでいきます。

④ 施設の特徴的な取組

- ・ 自閉症を中心とした発達障がいのある就学前の児童への小集団活動での適応支援と勉強会での保護者支援。
- ・ 事業の安定した運営と就学児童保護者への相談機能の場の提供。
- ・ 障がい児およびその保護者が地域で暮らしやすくするための支援と地域に向けての情報発信および関係機関への支援。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 7 月 1 日（契約日） ～ 平成 28 年 12 月 6 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	5 回（平成 26 年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

①理念・基本方針に沿い、地域の障害児が安心して生活できるための療育支援を総合的に展開している。

当施設は鳥取県立中央病院に隣接し、医療型児童発達支援センターとして平成 17 年度から脳神経小児科医による発達外来を開始し、19 年 4 月からは自閉症を中心とした発達障がいのある就学前の児童とその保護者に対し、児童発達管理責任者の方向性をもった児童発達支援を行っている。

① 園長がリーダーシップをもとに、理念・基本方針を明確にされ、中長期的ビジョンに基づいた事業計画が策定されている。児童発達支援は「児童：小集団活動による、集団生活への適応支援」「保護者：勉強会による保護者同士で子どもへの理解を深め支援について考える」等を中心に評価・見直しの P D C A サイクルが組織的・継続的に実施されている。

児童や保護者ニーズに応え就学後支援を実施し、児童が安心して地域生活や学校生活を送れるよう支援している。医療機関併設であり、緊急時安全管理、業務継続計画等について先進的取り組みが見られる。

②園長指導により、地域の障害児が安心して生活できる障害児福祉の方向性を持ち、広報が非常によく整理されている。療育園の理念・基本方針を具体化する観点から明確な情報発信を常に行っている。

・療育園の一般向けパンフレットは、理念・対象・内容・利用までの流れなど要点を抑えよく整理され、非常にわかりやすい情報発信をしている。

また、園長の保護者・関係機関向け説明資料「エルマー利用説明会 エルマーをご利用されるにあたって」については、事業概要・理念と基本方針・療育のあり方・療育ですること・家族支援・連携等の中で、地域で子どもや保護者が暮らしやすくするための考え方、エルマーの支援や目的方向性等が明確に示され非常に理解しやすく、職員・保護者・関係機関へ周知が図られている。安心して社会で共に生きる障害児福祉啓発を行っている。

③保護者子どもへの配慮があり、信頼や満足度が高い。

・保護者から「子どもが生き生きと楽しんでいる」「子どもの姿を認めてもらえる」「保護者が安心感を得ている」との意見が多く、職員全員体制できめ細やかな支援、要望等に答えている

成果である。関係機関への支援も積極的に行われている。

◇改善を求められる点

- ・理念や基本方針に基づき安定した事業運営を図る上で、部屋の換気環境、支援のあり方、具体的方法など現状に留まらず、常に職員の専門性の向上を図りながら多角的な視点で評価支援することが望まれる。また、研修計画の評価と見直しにより判断基準の曖昧な支援等については専門性を蓄積しながらチーム力を深め、組織的な支援が適宜行われるよう期待したい。
- ・地域の通園・就学している児童の増加に伴い、児童や保護者の状況を共有し支援する必要性が課題として捉えられている。地域の関係機関との連携を拡大充実させ、ニーズを汲み取り、専門性をもった地域支援のあり方やその継続に期待したい。
- ・平成31年度新施設移行に伴い、地域における障害児福祉事業における専門的人員配置・在職年数・施設整備の充実に大いに期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

私たちが取り組んでいる様々な事業運営における大切な視点や実践を客観的に整理し評価をいただいたと感じ、ありがたく思います。改善点は職員の研修計画の評価および見直しと、地域との交流や地域支援による機能の還元を図るようというご指摘と解釈します。ホームページでの発信を継続するとともに、地域交流や地域支援の充実を図っていきたいと考えます。職員研修においても他施設の状況をふまえ計画立案し、年度末には評価を行いたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（児童発達支援事業）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針は明文化され、事業計画、広報誌、パンフレット、ホームページ等に記載されており、福祉サービスの内容や特性を踏まえ、施設の使命や目指す方向考え方を読み取ることができる。</p> <p>基本方針は理念との整合性が確保され、日常的な周知により職員の行動規範となっている。</p> <p>また、保護者へは分かりやすく説明した資料を園長が作成し、勉強会により周知が図られている。年度当初に利用者と保育所、幼稚園の関係機関に利用説明会を開催し周知されている。</p> <p>児童発達支援について地域へ関係機関への児童福祉啓発に期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>県立施設として厚生労働省からの通達等、国の動向を把握し、地域自立支援協議会に所属し、事業を取り巻く環境や事業所の役割を把握している。利用実績、保護者アンケート、福祉事務所等などにより福祉サービスのニーズ、評価・満足度、潜在的利用者を把握・分析されている。サービスの提供能力を拡大する計画はないがほぼ現在のサービス提供能力に見合う利用者数は維持している。経営委員会、県監査や県議会特別委員会審査により経営状況の把握・分析に努めている。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>経営状況や改善すべき課題について、10月中間評価や職員会等で職員同士の検討の場を設け組織的な取り組みがなされている。経営状況や経営課題については、役員間で共有がなされ職員周知も行われている。課題の解決や改善に向けて具体的な取組を常に行っている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針の実現に向けた目標を明確にしており、経営状況・環境の把握・分析等を踏まえ具体的な内容になっている。中長期計画は数値目標や具体的な成果を設定し、実施状況の評価を行っている。中長期の収支計画もある。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づき、中長期計画を踏まえたミッション工程表を作成し、単年度計画が具体的に策定されている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>ミッション工程表は職員の参画により作成し、取組み・成果・課題を職員間で共通理解の上、係長会議で決定している。ミッション工程表の中間評価、最終評価を組織的に実施し、評価結果に基づき課題の検討、事業の見直しも行っている。各事業ごとに重要・懸案事項を作成し、継続的に取り組みを推進している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は園長が年度当初に全利用者と保育所幼稚園に利用説明会を開催し、運営方針や事業がわかりやすく理解できるよう周知を図っている。事業所内掲示や保護者の勉強会で取り上げ、理解を深めている。ミッション工程表は県ホームページで公表され、子どもが安心して暮らせる地域を目指した事業への理解を促している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>主要・懸案事項はグループミーティングで評価し、組織的にPDCAサイクルに基づき福祉サービスの質の向上に関する取り組みを行っている。毎年自己評価を行い、事業評価及び事業計画に生かしている。第三者評価は今回で5度目の受審である。評価結果を分析検討し、組織的に取り組んでいる。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>業務管理及び事業やサービス内容について、より良いサービスの提供を行っているか、毎年キャリア開発シート等を職員が記入している。自分の課題整理、分析を行い主要・懸案事項にまとめ、組織として取り組む課題を明確にしている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は経営・管理において理念や基本方針等を踏まえた取り組みを具体化し、質の高い福祉サービスの実現に役割と責任を果たしている。職員や保護者に役割と責任を表明し、信頼関係の元にリーダーシップを発揮している。</p> <p>有事における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め対応マニュアルがある。</p> <p>鳥取県業務継続計画基本指針を反映し、療育園業務継続計画（地方機関版）を策定しており、重要業務の復旧・再開計画を確立し業務実施機能を維持する県民への役割を果たしている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法令遵守の観点で文書管理者研修会等に参加している。関係法令等の資料はデータベースに掲載し、職員が常時確認できるよう整理している。また法令等改正時には随時職員に送信し法令に関する業務を遂行している職員の起案等により、法令等の理解を把握している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>福祉サービスの質の向上に関わる課題を理解・分析し、療育施設としての意義を含め組織の方向性を示している。職員の自主性を尊重しつつ事業の運営状況の把握に努め、組織作りにおいてリーダーシップを発揮している。管理者出席の係長会議により、職員の意見を反映し業務改善を図っている。研修計画に基づき県内外で専門研修・県内療育機関合同研修等を受講できる体制を整えている。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>組織の理念や基本方針の実現に向け、職員会議においてミッションを職員に示し説明確認を行い、学会等から得た情報や厚生労働省の動向等を職員全体で共有している。係長会議等自らの意見を説明し、幹部職員と共に経営改善や業務の実行性を高める取組に積極的に参画し指導力を発揮している。人事・財務・職員の働きやすい環境整備等それぞれの視点から検証を行い、職員の意見を反映し関係部局に継続的に働きかけている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>県福祉保健部及び人事担当部局において、可能な限り必要な人員確保や適材適所に配置するよう継続的に推進している。人材確保についての具体的な計画は有るが、専門職の確保については厳しい状況が続いている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づき期待する職員像等を明確にし、職員が自ら将来の姿を描けるよう管理者との面談により総合的に支援している。年2回の人事評価がおこなわれ鳥取県の人事規定に基づき、職員の専門性や職務遂行能力職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>年2回管理者と個人面談を実施し、職員の就業状況や意向の把握等労務管理に関する責任体制をとっている。</p> <p>職場内で有給休暇を取得しやすい環境作りや時間外勤務の縮減等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。鳥取県福利厚生事業において総合的な福利厚生を実施している。職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個人の業務管理・キャリア開発シートを作成し、年度ごとに個人目標を設定し取組状況の評価・見直しを行っている。ミッション工程表の中に職員の専門性および技術の向上に対する基本姿勢を明示し、活動の見直し、グループミーティングで活動内容を評価説明している。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定さ	b

	れ、教育・研修が実施されている。	
<p><コメント></p> <p>福祉サービスの質の向上の目標達成に向けた事業計画と職員研修計画の整合性があり、組織として目標を明確にし、職員の意識技術の向上を図っている。研修計画の策定にあたり、研修や発表に参加し研鑽を積むことを奨励し、専門的支援技術の向上につないでいる。また、職員の共有を目的に内部研修において職員意識と技術向上を図っている。計画の評価と見直しは不十分であり、人材育成のための系統的な研修策定に期待したい。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員の職務や必要とする知識・技術研修の機会が、鳥取県職員研修体系の中で実施されている。基礎研修（OJT、新人、新任役職対象研修等）能力開発・向上研修、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等を確保し一人ひとりの教育・研修機会が確保されている。研修は参加者の報告文書、職員内部研修で職員間に共有されているが、評価分析までは行われていない。資格取得等への理解取り組みにより、受講に配慮した業務を行っている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>鳥取県療育園実習生受入事業実施要項に基づき、実習担当者を中心として実施している。保育系短期大学実習生が多いため、実習担当者が派遣機関の大学と連携を図り、大学プログラムに従い実習を推進している。</p> <p>環境の影響を受けやすい利用者への配慮を行い、見学実習を実施している。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページ等により提供するサービスの内容、事業計画、事業報告、予算決算情報が適切に公開され、第三者評価の受審、苦情相談の体制等公表し施設内に掲示している。理念、基本方針やビジョン等について社会・地域に対し明示説明し療育園の存在意義や役割を明確にするように努めている。パンフレットや広報誌、漫画による冊子配布によりしている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組	a

	が行われている。	
<p><コメント></p> <p>県規定により事務、経理、取引等に関するルールが明確にされている。事業経営、運営におけるチェック体制が確立し、公正性と透明性を確保している。定期的に監査等実施し、経営改善の取組を行っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者が地域で生活しやすくなることを目的に保育所・幼稚園へ訪問する機会を増やし相談に応じている。また、保育所・幼稚園の職員を対象に研修会（5回シリーズ）を開催し理解を深めている。</p> <p>民間の事業所や関係団体と協力、連携しながら利用者へ社会資源の有効利用を働きかけている。地域に向け、事業に関する情報を印刷物やホームページで発信している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れは、登録・申請・事前説明会等マニュアルを整備している。ボランティアと利用者、職員への事前説明等により受け入れ体制も整えている。</p> <p>保護者支援の観点からペアレントカンファレンス（ペアカン）を実施しており、利用者先輩保護者がボランティアと参加して頂いている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者が通所している保育所・幼稚園と定期的な連絡会等を開催し、情報の共有化が図られている。またその情報はネットワーク管理により施設内職員が共有し必要に応じて活用している。</p> <p>就学移行支援や就学後フォローのための関係系者会議を開催し、利用者のアフターケアを行っている。保護者支援として、鳥取県自閉症協議会と連携をとっている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		

26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>毎年「地域療育セミナー」を開催し一般の地域住民に参加を呼びかけている。現在実施している保育所・幼稚園職員を対象した研修会以外に、新たな地域の理解を深める取組みに期待したい。災害時における地域での役割として、鳥取療育園業務継続計画により障がいのある児童や発達に心配や不安の児童を対象とした相談支援・保育所や学校等による地域支援を実施し機能を地域に還元する。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>県庁他部署との連携や地域自立支援協議会の議題等を共有し、地域ニーズの把握に努めている。民間福祉サービス事業者や発達障がいのある方、家族等を対象とする鳥取県自閉症協会、ペアレントメンター鳥取と連携を図り情報の共有化やニーズの把握を行い、専門的な支援や課題解決・緩和する活動に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施を明示し毎年見直している。福祉サービス提供での基本姿勢や利用者の尊重、基本的人権への配慮等について、職員会議や研修等を通して機会あるごとに周知徹底を図り自己評価により把握、評価を組織的に行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県プライバシー保護条例、規則、虐待防止規定等に基づいた福祉サービスが行われ、職員研修を行い、職員周知理解は出来ている。児童発達支援利用契約書に「秘密の保持」が明記されている。利用者のプライバシー保護、虐待防止といった利用者の権利擁護に関する規定等は個人管理しており、年2回の虐待防止に係る自己チェックを行っている。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>福祉サービスの内容がわかりやすく説明されたパンフレット、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学・体験希望者の対応等利用者が情報を簡単に入手できるように設置し説明している。組織的に適宜見直しを行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>サービス開始にあたって児童発達支援契約書と重要事項説明書でサービス内容に関する説明をわかりやすく行っている。利用者の意向を受け止めた個別の福祉サービス内容を明確にし同意を得ている。利用者や家族等の同意を得た上で契約を締結している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>転居や地域、家庭への移行を伴う場合、利用者の福祉サービスの継続性を損なわないように配慮し、外来診療フォローや移行先への引き継ぎを申し送り手順・文書により実施している。サービスが終了、後は利用者、保護者への支援を別部署の相談窓口を設け実施している。保護者勉強会の定例会や関係機関との就学前支援会議等で支援方法の共有化を図り、支援の継続性に配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者への利用者満足度調査アンケートを年1度実施し、その結果を保護者勉強会（保護者・家族等）で公表し、意見交換の場をもっている。また、関係機関へのアンケートも1年に一度実施し、職員で評価見直しを行い満足の向上に向けた取組を行っている。利用者評価・満足度調査を行った結果「就学後の小1フォローアップ」の要望に応え事業を展開した経緯もあり、利用者や関係機関への満足度調査と評価見直しシステムが機能している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが確立しており、施設内にはポスターを掲示し利用者にも苦情解決のしくみが周知し機能している。つぶやきボックスに入れるようにしデータ化している。速やかな対応により、意見や要望を福祉サービスの向上や利用者満足に反映させている。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者には1対1の相談担当職員が明示されており、相談しやすい環境が整えられている。また、園長外来診療や保護者勉強会などを含め、職員に相談や意見を述べやすい相談環境を複数周知している。相談しやすい場所を確保し、利用者や保護者、その家族が自由に選択できる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者からの意見は「利用者声システムマニュアル」に従い、よく機能している。個々の内容を園内検討し、決裁による迅速な対応を心がけ利用者や保護者等への満足に繋がっている。共有ファイルで園内職員が状況を共有している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>職場安全衛生管理体制が構築してあり、責任者が明確になっている。ヒヤリハット・事故が報告され、要因分析と改善策の再発防止策の検討・実施がなされ全職員で共有している。事前ミーティングで予想される事故の意識啓発や職場巡視による安全対策の向上等、組織的・継続的に実施している。安全確保、事故防止に関する研修を常に行っている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職場安全衛生管理体制が構築され、看護師を中心に感染症予防に努め発生時は感染症予防緊急時対応マニュアルに基づいた対応を職員へ周知徹底している。職場巡視により安全・衛生管理対策の向上を図っている。感染症予防や安全確保に関する研修も施設内で医師の専門的適切な助言指導のもと実施している。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>消防計画・業務継続計画・緊急時の対応マニュアルに従い、災害時の避難訓練を実施している。年に2回園内で合同訓練・消防訓練を実施し利用者及び職員の安否確認の方法を確立し周知を図り問題点の見直しを行っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は、児童発達支援計画書集団活動記録票として文書化し、園内支援会議やグループモニタリングミーティング等で職員に周知している。個別の実施計画と併用し日常的に活用している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>園内支援会議やグループモニタリングミーティングを実施し、小集団の活動が個々の発達状況に合っているか年4回評価・見直しを実施している。利用者（保護者）の評価・ニーズの把握により質に関する検討が組織的・継続的に行われている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童発達支援管理責任者を設置し、責任者の助言・指導のもと、担当者による児童発達支援計画の策定を行っている。発達支援計画は心理職、リハビリ職によるフォーマルアセスメントの他・活動観察によるアセスメント及び保護者の意向を複数の職種で共有し、複数職種（医師・リハビリ職・福祉職）で協議し策定、実施、評価、見直しを適切に行っている。虐待等支援困難ケースは支援会議で検討し、保護者支援が必要な場合等は関係機関と連携を図っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>児童発達支援計画は半年に一度、利用者の意向と同意を得て定期的モニタリング等を実施し具体的支援や解決の方法、有効性等について検証している。複数職種で支援会議を開催し、必要に応じてサービスの内容変更を行い質の向上を図っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>支援会議記録票、活動内容、個別相談内容記録票等の記録は、職員間で記録内容や書き方に差異が生じ無いよう統一様式にしている。書き方はマニュアル化され、次長決裁とし組織的な指導の取組みを構築している。情報共有を目的とした定期的な会議の開催等の取組みがなされている</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者に関する記録の管理は利用契約書に個人情報の守秘義務について明記し、相談支援事業所等情報を共有する必要がある場合に限り、利用契約における個人情報使用同意書を保護者と交わしている。個人情報は職員に周知徹底し遵守している。鳥取県の文書管理規定に基づき記録簿の簿冊管理を実施し、個人支援計画書等は施錠のある書庫に保管している。</p>		

内容評価基準（26項目）

A-1 利用者の尊重

		第三者評価結果
A-1-(1) 利用者の尊重		
A①	A-1-(1)-① コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	a
<p><コメント></p> <p>言葉は理解していても表出できない子どもに対して、代替コミュニケーションツールとしてのカードや写真等を準備し要求や選択に活用している。対人反感がある場合、園長も入り園内ですり合わせをするなど職員が共通認識を持って対応できるようにしている。子どもの表情や態度を利用した要求行動の定着等にも取り組んでいる。</p>		
A②	A-1-(1)-② 利用者の主体的な活動を尊重している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者・保護者の意向を尊重しながら、支援計画に従い主体的な活動になるよう支援している。子どもの関心のある事や好きな事と取り入れ、体を十分に動かして、発散する遊びも取り入れている。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の自立を支援する観点から、自ら行う行為は安全に留意し見守っている。また利用者同士でトラブルが起きそうな場合は支援計画どおり迅速に支援する。日々のミーティングで職員は共通認識している。利用者の意向を尊重し「今日はダメカード」も用意している。視覚的判断を生かし、文字や言葉にできないコミュニケーション能力を高めている。</p>		
A④	A-1-(1)-④ 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの社会生活力を高めるため、当施設の活動で効果的だった支援方法を保護者に助言・情報提供をしている。保護者と一緒に「できる」力、得意なところを探し、その内容を取り入れた豊かな日常生活の取組を推進している。豊かな子育ての工夫を一緒に考えている。</p>		

A-2 日常生活支援

A-2-(1) 食事		
A⑤	A-2-(1)-① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	評価対象外
〈コメント〉		
A⑥	A-2-(1)-② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。	評価対象外
〈コメント〉		
A⑦	A-2-(1)-③ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。	評価対象外
〈コメント〉		
A-2-(2) 入浴		
A⑧	A-2-(2)-① 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	評価対象外
〈コメント〉		
A⑨	A-2-(2)-② 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。	評価対象外
〈コメント〉		
A⑩	A-2-(2)-③ 浴室・脱衣場等の環境は適切である。	評価対象外
〈コメント〉		
A-2-(3) 排泄		
A⑪	A-2-(3)-① 排泄介助は快適に行われている。	a
〈コメント〉 身体・発達状況に応じたトイレの設備があり、汚れた場合は速やかに対応している。		
A⑫	A-2-(3)-② トイレは清潔で快適である。	a
〈コメント〉 平成27年4月より新築移転した施設で活動している。トイレ設備は整っており、日常的な掃除、汚れた際の対応も速やかに行っている。		
A-2-(4) 衣類		
A⑬	A-2-(4)-① 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。	評価対象外
〈コメント〉		
A⑭	A-2-(4)-② 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	a
〈コメント〉 活動中の失禁時は、利用者が速やかに対処する手順が用意されている。着替えを希望すれば保護者の用意がない場合も、園の着替えで対応している。		
A-2-(5) 理容・美容		
A⑮	A-2-(5)-① 利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。	評価対象外
〈コメント〉		

A⑯	A-2-(5)-② 理髪店や美容院の利用について配慮している。	評価対象外
＜コメント＞		
A-2-(6) 睡眠		
A⑰	A-2-(6)-① 安眠できるように配慮している。	評価対象外
＜コメント＞		
A-2-(7) 健康管理		
A⑱	A-2-(7)-① 日常の健康管理は適切である。	評価対象外
＜コメント＞		
A⑲	A-2-(7)-② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	a
＜コメント＞ 緊急時には緊急時マニュアルに沿って速やかに対応している。職員間での手順の確認・周知はされている。診療機関が併設され迅速且つ適切な医療対応が可能である。		
A⑳	A-2-(7)-③ 内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている。	評価対象外
＜コメント＞		
A-2-(8) 余暇・レクリエーション		
A㉑	A-2-(8)-① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。	評価対象外
＜コメント＞		
A-2-(9) 外出、外泊		
A㉒	A-2-(9)-① 外出は利用者の希望に応じて行われている。	評価対象外
＜コメント＞		
A㉓	A-2-(9)-② 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。	評価対象外
＜コメント＞		
A-2-(10) 所持金・預かり金の管理等		
A㉔	A-2-(10)-① 預かり金について、適切な管理体制が作られている。	評価対象外
＜コメント＞		
A㉕	A-2-(10)-② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。	評価対象外
＜コメント＞		
A㉖	A-2-(10)-③ 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。	評価対象外
＜コメント＞		